

秋田市告示第63号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項および第115条の12第1項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、第78条の11および第115条の20の規定により告示する。

令和4年3月15日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの 種 類
株式会社 K S F カ ンパニー	グループホ ーム Plus	秋田市飯島字長 山下15番地	令和4年3月15日	認知症対応 型共同生活 介護、介護 予防認知症 対応型共同 生活介護